

第6章 その他の運用

第1節 早期審査（審理）・優先審査・面接等

[1] 特許・実用新案

特許出願の中には、様々な事情で権利化を急いでいるものがあります。こうした出願人のニーズに対応するため、特許庁では早期に審査・審理を行う制度を設けています。出願人が実施している発明や外国にも出願している発明、さらには、震災により被災した企業・個人等の発明等は早期審査・早期審理制度を、第三者により自分の発明が実施されている場合は優先審査制度を利用すれば、早期に審査・審理が開始されます。早期の権利化を望む場合には、早期審査（審理）・優先審査制度の利用をご検討下さい。

また、平成25年4月より、インターネット回線を利用した新たなテレビ面接システムを導入しました。インターネット回線を利用してご自身のPCから面接に参加できます。審査官との意思疎通を図り、円滑に審査手続を進めるため、テレビ面接を是非ご利用下さい。

(1) 早期審査・早期審理・スーパー早期審査・優先審査

① 早期審査・早期審理

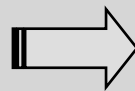
早期審査・早期審理制度は、一定の条件を満たす出願について、出願人からの要請に応じて審査・審理を通常よりも早く行う制度です。

- a) 実施関連出願
- b) 外国関連出願
- c) 大学・TLO等の特許出願
- d) 中小企業・個人の出願
- e) グリーン関連出願
- f) 震災復興支援関連出願
- g) アジア拠点化推進法関連出願

出願人からの要請に応じて
審査・審理を通常よりも早く行う

■審査請求料以外は無料

通常一次審査通知までの期間
は、
審査請求から約11月



平均2.5月で一次審査
(2016年実績)

1) 早期審査・早期審理の対象

特許出願が以下の a) ~ g) のいずれかに該当する場合、早期審査・早期審理を申請することができます。

a) 出願人本人又は出願人から実施許諾を受けた者（ライセンシー）がその発明を実施（生産、販売、輸入など）しているか、又は2年以内に実施予定の特許出願（「実施関連出願」といいます。）

b) 出願人がその発明について外国出願・国際出願している特許出願（「外国関連出願」といいます。）

c) 出願人の全部又は一部が、学校教育法で定められた大学・短期大学及び高等専門学校、各省庁設置法及び独立行政法人設置法で定められた大学校、国立、公立及び独立行政法人設置法等で定められた試験研究機関、又は承認若しくは認定を受けた技術移転機関（承認TLO又は認定TLO）である特許出願

d) 出願人の全部又は一部が、中小企業基本法等に定める中小企業又は個人である特許出願

e) 環境関連技術（グリーン技術）に関する特許出願

f) 出願人の全部又は一部が、災害救助法の適用される地域（ただし、東京都を除く。）に住所又は居所を有し、さらに地震に起因した被害を受けた者である特許出願

g) 出願人の全部又は一部が、アジア拠点化推進法に基づき認定された研究開発事業計画に従って研究開発事業を行うために特定多国籍企業が設立した国内関係会社であって、当該研究開発の成果に係る発明に関する特許出願

なお、早期審理については、上記 a) ~ g) 以外に、第三者がその発明を業として実施している出願も対象となります。

2) 早期審査・早期審理の申請手続

早期審査の申請は、審査請求時、又はその後に「早期審査に関する事情説明書」を提出して行います。この事情説明書には、書誌的事項の他に、早期審査の申請を行う事情や先行技術及び当該先行技術との対比説明等を記載します。出願人が中小企業や個人等の場合は、知っている文献を記載すれば先行技術調査を実施する必要はありません。早期審理の場合は、書誌的事項と、早期審理の申請を行う事情を記載してください（審判請求時に十分な先行技術文献の開示と対比説明とを行っている場合はそれらを記載する必要はありません）。

なお、早期審査・早期審理の申請手続は、**無料**です。

詳しくは、特許庁ホームページをご覧ください。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/v3souki.htm

② スーパー早期審査

スーパー早期審査制度は、申請から一次審査までを原則1ヶ月以内で行い、さらに、二次審査についても、意見書・手続補正書の提出から1ヶ月以内に行う等、早期審査制度よりも更に早期に審査を行うものです。

1) スーパー早期審査の対象

特許出願が以下の a)、b) の両方の条件を満たしている場合、スーパー早期審査を申請することができます。

- a) 「実施関連出願」かつ「外国関連出願」であること
- b) スーパー早期審査の申請前4週間以降になされたすべての手続をオンライン手続とする出願であること

2) スーパー早期審査の申請手続

スーパー早期審査の申請は、早期審査の申請と同様に「早期審査に関する事情説明書」を提出して行います。この事情説明書において「スーパー早期審査を希望する」ことを必ず記載してください。

なお、スーパー早期審査の申請手続は、**無料**です。

詳しくは、特許庁ホームページをご覧ください。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/supersoukisinsa.htm

③ 優先審査（特許法第48条の6）

1) 優先審査の対象

出願公開後、第三者がその特許出願に係る発明を業として実施しており、出願人と実施

者の間で生じている紛争を早期に決着する必要がある特許出願。

2) 優先審査の手続

優先審査の申出は、優先審査に関する事情説明書の提出により行います。

この事情説明書には、実施の状況、第三者による実施等による影響等を記載し、警告状の写し、第三者が実施している事実を証明する書類等を添付する必要があります。

なお、優先審査の申請手続きは、**無料**です。ただし、書面での申出に対しては、データエントリー料（電子化のための手数料）をいただきます。

(2) 審査官との面接

拒絶理由の通知等に対して、審査官と直接面談し、自己の発明の技術的な説明を行うことができます。面接の依頼は、電話、ファクシミリ又は上申書を提出することにより行います。

面接では、特許請求の範囲に記載された自己の発明と拒絶理由等に記載されている引用文献との技術的な対比などを中心に自己の意見を述べるとともに、審査官の意見を聞き、今後の対処方針を検討することができます。また、出願人の利便を図る観点から、次のような面接を実施しています。

① 出張面接

特許庁から遠距離の方々のために、出張面接を実施しております。この出張面接は、全国各地の面接会場や（独）工業所有権情報・研修館近畿統括本部（INPIT-KANSAI）に審査官が出張して面接を行うものです。

（独）工業所有権情報・研修館近畿統括本部（INPIT-KANSAI）では、第1、第3金曜日を面接の重点実施日に設定し、積極的に実施しています。

1) 申込できる方

代理人（代理人がない場合は出願人本人や知的財産部員など。）

2) 申込要領

担当審査官又は面接審査管理専門官まで、お名前や住所、出願番号、希望実施場所等をご連絡ください。（代理人がいる場合は代理人を通じてご連絡ください）

申し込みいただいた方には、必要な情報を確認させていただき、調整の上、出張面接の日時、実施場所を回答させていただきます。

ただし、日程調整が困難な場合や申込が集中した場合等には、出張面接を行えないこともありますので、予めご了承ください。

お問い合わせ先：特許庁審査第一部調整課面接審査管理専門官

電話：03-3581-1101 内線 3114 E-mail:PA2103@jpo. go. jp

② テレビ面接

出願人・代理人がお持ちの機器（P C、モバイル端末等）と特許庁に設置のテレビ面接システムとを接続して行う面接です。

機器（P C、モバイル端末等）をお持ちでない場合でも、（独）工業所有権情報・研修館近畿統括本部（INPIT-KANSAI）でテレビ面接をご利用いただけます。

1) 申込できる方

代理人（代理人がない場合は出願人本人や知的財産部員など。）

2) 申込要領

テレビ面接システムを用いた面接の申込は、通常の面接と同様に、電話、ファクシミリ又は上申書を提出することにより行います。申込にあたっては、電子メールアドレスが必要となりますので、御準備ください。面接の申込後、テレビ面接の時間が確定したら、上記電子メールアドレス宛てに、特許庁の面接審査管理専門官（PA2103@jpo. go. jp）から招待メールが届きます。

お問い合わせ先：特許庁審査第一部調整課面接審査管理専門官

電話：03-3581-1101 内線 3114 E-mail：PA2103@jpo. go. jp

(3) 事業戦略対応まとめ審査

平成25年4月から、企業の事業展開を支援することを目的に、事業に必要な知的財産（特許・意匠・商標）を分野横断的に、必要なタイミングでの権利化を可能とする「事業戦略対応まとめ審査」を行っています。

「事業戦略対応まとめ審査」は、出願人が審査官に対して事業説明を行うことで、審査官は、事業の概要や事業における発明等の位置付けを正確に把握した上で審査を行います。このため、事業に役に立つ権利取得が可能であるとともに、各分野の審査官が必ず協議を行うことで、ばらつきのない審査を実現させています。

1) 事業戦略対応まとめ審査の対象となる出願群

新規な事業や、国際展開を見据えた事業に関連する製品やサービス等を構成するための複数の特許出願からなる出願群であって、以下(a)から(c)に示す要件をすべて備えたものを事業戦略対応まとめ審査の対象とします。なお、出願群には意匠登録出願、商標登録出願を含んでもよいものとします。

(a) 原則*として、審査着手前の出願であること

*事業の中に位置づけられる特許等の出願であるならば、着手済み案件も含めることができます。

- (b) 出願群に含まれる特許出願のうち、少なくとも1つは「外国関連出願」又は「実施関連出願」のいずれかの要件を満たしていること
- (c) 新規な事業や、国際展開を見据えた事業の中に位置づけられる特許等からなる出願群であること

2) 事業戦略対応まとめ審査の申請手続について

事業戦略対応まとめ審査の希望申請は、随時受け付けます。下記まで、事業戦略対応まとめ審査を希望する旨と、申請書の送付に必要な出願人側担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）をお知らせ下さい。

お問い合わせ先：特許庁 審査第一部 調整課 企画調査班
電話：03-3581-1101 内線 3107 E-mail:PA2160@jpo.go.jp

3) 事業戦略対応まとめ審査の進め方

まとめ審査の対象となった場合、出願人と特許庁側の担当者との間で、事業説明、面接（必要に応じて実施）、審査着手のスケジュールについて調整を行いながら審査を進めていきます。

(a) 事業説明

事業説明では、まとめ審査を担当する審査官に対し、事業の概要（新製品や新たなサービスの概要）、事業戦略（実施予定、国際展開予定）、事業における出願の位置付け等について審査官に対し、説明を行ってください。

(b) 面接

面接では、個々の出願についての技術説明や、先行技術との対比説明、補正案の検討を行うことができます。

(c) 審査着手

事業説明、面接（審査着手前に実施した場合）、各案件を担当する審査官との間での協議を踏まえた上で、調整したスケジュールに従って、審査官チームの各審査官は担当案件の審査を行います。

その他、事業戦略対応まとめ審査の詳細については、特許庁ホームページをご覧ください
http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/matome_sinsa.htm

(4) 地域拠点特許推進プログラム

平成28年11月から、(1)地域における面接の充実による権利化支援、(2)特許庁が実

施している支援施策（PPH や早期審査、減免制度等）及び地域企業による特許権の活用事例等を紹介するセミナーによる特許制度の普及を目的に、地域の中小企業やベンチャー企業、研究施設等が集まるリサーチパークや大学等といった企業等集積地域（以下、「地域拠点」という）を対象に、出張面接と特許権に関するセミナーを同時に開催する「地域拠点特許推進プログラム」を行っています。

「地域拠点特許推進プログラム」は、地域拠点を対象に、特許権の取得・活用を支援します。また、出願人の希望する面接時期に合わせて出張面接を実施し、適切なタイミングでの権利化を支援します。さらに、出張面接の実施と同時に、PPH や早期審査及び減免制度等の支援施策、並びに特許権の活用に関するセミナー（以下、「特許セミナー」という。）を開催し、特許庁における施策や特許の活用事例を紹介することにより、特許制度の積極的活用を促し、地域の活性化を目指します。

1) 地域拠点特許推進プログラムの対象

以下(1)及び(2)に示す要件を満たすものを地域拠点特許推進プログラムの対象とします。

(1)地域拠点（※1）における複数（2以上）の特許出願人（※2）が、それぞれ1件以上出張面接を実施する場合。

(2)地域拠点において、特許セミナーの開催を希望する場合。

※1 地域拠点には、大学やリサーチパーク等、同一の所在地域に企業や研究施設等の開発・研究拠点が複数（2以上）集積している企業等集積地域を含みます。

※2 大学等、出願人が同一の複数出願であっても、研究室等の開発・研究拠点が異なる場合は出願人が複数であるものとします。

2) 地域拠点特許推進プログラムの申請手続について

(a) 申請できる者

地域拠点特許推進プログラムを申請できる者は、出張面接を実施する全ての特許出願人を取りまとめることができる者（以下、「とりまとめ担当者」）とします。とりまとめ担当者は、出張面接を実施する案件の出願人や代理人には限りません。

(b) 申請方法

地域拠点特許推進プログラムの希望申請は、随時受け付けます。以下の申請先まで、メールで申請書を送付してください。申請書には、必要事項（地域拠点である説明・とりまとめ担当者・地域拠点特許推進プログラム開催希望日程・出張面接を希望する案件リスト及び希望する特許セミナーの内容等）を記載のうえ、送付先（PA2160@jpo. go. jp）まで送付してください。

特許庁において、提出された申請書について記載事項を検討した後、地域拠点特許推進プログラムの開催の可否を、とりまとめ担当者にお知らせいたします。

なお、地域拠点特許推進プログラムの申請に際しては、特許庁への手続に係る手数料は不要です。

(C) 申請に関する留意事項

出張面接を実施する件数には上限を設けませんが、件数が多い場合、出張面接を複数日に渡って実施する場合があります。

申請書の提出後に、出張面接希望案件を除外することは可能としますが、案件の追加や差し替えは、対応できない場合があります。

出張面接を実施する際、日程調整を行う必要があるため、地域拠点特許推進プログラムの申請日から開催希望日程までの期間が短い場合、本プログラムを開催できないことがあります。地域拠点特許推進プログラムの申請日から開催希望日程までは、2ヶ月を目安に申請してください。

3) 出張面接及び特許セミナーについて

(a) 出張面接

(i) 開催日程の目安

地域拠点特許推進プログラムの申請日から開催希望日程までの期間は、2ヶ月を目安としてください。また、出張面接の実施日は原則1日とし、案件数に応じて複数日に実施とします。なお、日程により、希望に添えない場合があります。

(ii) 審査請求

地域拠点特許推進プログラムの申請段階において、出願審査未請求の場合は、本プログラムの開催の可否を検討する際に、特許庁より審査請求を要請する場合があります。

(iii) 早期審査請求

地域拠点特許推進プログラムの開催希望日程（出張面接の希望日程）に応じて、特許庁より早期審査の申請を依頼する場合があります。早期審査については、特許出願の早期審査ガイドライン（PDF：502KB）を参照してください。

(iv) 出張面接の実施場所

地域拠点内の共用会議室（※3）、または地域拠点近隣の会議室等において実施します。地域拠点近隣の会議室等において実施する場合、会場手配は特許庁が行います。

※3 公平性・手続きの透明性の観点から、出願人の所有する建物内等での面接は実施できません。

(v) 代理人による応対

出張面接を行う出願に代理人が選任されている場合、代理人による応対が必要となります。

その他、出張面接の詳細については、面接ガイドライン【特許審査編】を参照してください。

(b) 特許セミナー

(i) 特許セミナーの開催場所

とりまとめ担当者から特段の要望が無ければ、地域拠点内の共用会議室等において開催します。

(ii) 特許セミナーの参加者

特許セミナーには、出張面接を実施する企業に加え、地域拠点内の企業に所属する者も参加できます。

(iii) 特許セミナーの開催日程

特許セミナーの開催日程は、原則出張面接の実施日と同日とします。

(iv) 開催可能な特許セミナーのテーマ例

- (1) 特許制度の概要・基礎知識
- (2) 中小企業向け知財関連支援策

[2] 意匠

(1) 早期審査・早期審理制度

意匠においては出願意匠が早期に実施（製造・販売等）されることが多く、権利設定前の意匠に対する模倣品が発生することもあり、その社会的影響は大きいことから、こうした早期権利化を必要とする出願に対応するため早期審査・早期審理制度があります。

早期審査・早期審理制度を利用するに当たっては、以下の要件を満たす意匠登録出願・審判事件について、それぞれ「早期審査に関する事情説明書」、「早期審理に関する事情説明書」を特許庁に提出する必要があります。なお、早期審査・早期審理に関して特許庁に対する手数料は無料です。

① 権利化について緊急性を要する実施関連出願

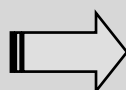
- a) 模倣品対策
- b) 警告
- c) 実施許諾

② 外国関連出願

③ 震災復興支援関連出願

出願人からの
要請に応じて
審査・審理を通
常よりも早く
行う

通常の一次審査結果通知の平均期間は、
出願から約6月



事情説明書の提出から
約2月で一次審査結果通知

[早期審査・早期審理の対象となるための要件]

意匠登録出願(意匠登録出願に係る審判事件)が以下の①～③のいずれかに該当する場合、早期審査・早期審理の対象と認められます。

① 権利化について緊急性を要する実施関連出願

出願人自身又は出願人からその出願の意匠について実施許諾を受けた者(審判請求人自身又は審判請求人からその出願の意匠について実施許諾を受けた者)が、その出願の意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めている意匠登録出願(意匠登録出願に係る審判事件)であって、さらに以下のいずれかに該当する場合。

- a) 第三者が許諾なく、その出願意匠又は出願意匠に類似する意匠を実施(実施準備を含む)している場合
- b) 第三者から警告を受けている場合
- c) 第三者から実施許諾を求められている場合

② 外国関連出願

出願人がその出願の意匠について日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している意匠登録出願(審判事件)である場合

③ 震災復興支援関連出願

出願人の全部又は一部が、災害救助法の適用される地域(ただし、東京都を除く。)に住所又は居所を有し、さらに地震に起因した被害を受けた者である場合

ただし、例えば次のような場合、早期審査・早期審理の対象と認められません。

①, a) について、第三者による模倣品の実施あるいは実施準備行為を示す事実がなく、模倣品が流出する可能性があることをのみを理由とする場合。①, c) について、出願人自身の実施のみを目的とする場合や、社長の個人名で出願した意匠登録出願に対し、同社から社長に実施許諾の依頼があった場合。③について、日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へ出願した意匠がわかる書面が不足している場合。

早期審査、早期審理の対象となるための要件に関する詳細は、特許庁のホームページ(特許庁→制度・手続→意匠→手続→審査に関する情報→早期審査について→「意匠早期審査・早期審理制度の概要」)をご参照ください。

(http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/isyou_soukisinri.htm)

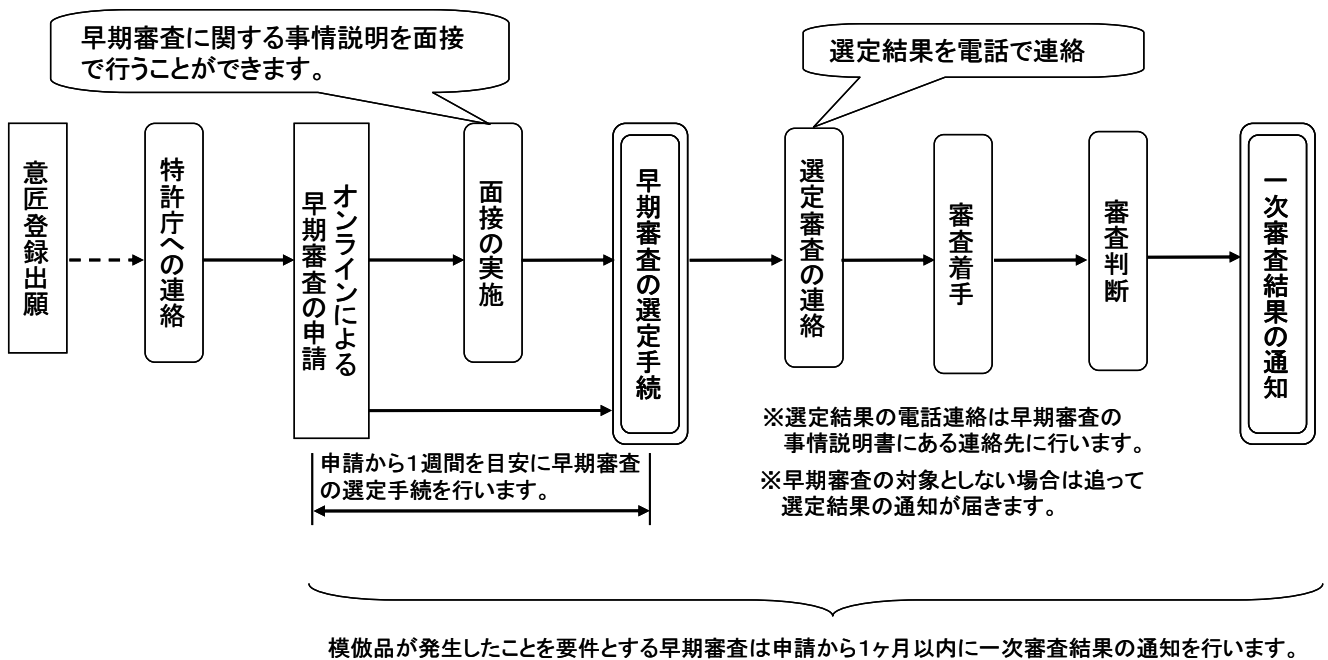
[模倣品対策に対応した意匠登録出願の早期審査制度の新たな運用]

上記の要件のうち、①, a) の模倣品対策の場合については、次のフロー図の手続で早期審査が行われます。

なお、詳細は、特許庁のホームページ(特許庁→制度・手続→意匠→手続→審査に関する情報→早期審査について→「模倣品対策に対応した意匠出願の早期審査制度の新たな運用に

ついてJ)をご参照ください。

(http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/new_de_ap_2005.htm)



(2) 審査官との面接

出願人や代理人は、意匠登録出願の審査に関する円滑な意志疎通を図るために審査官と面接を行うことができます。自己の意匠と引用意匠との対比などを中心に審査官に対して意匠の特徴を説明することができるとともに、拒絶理由通知等について審査官の見解を直接確認することで、より適切な対応を検討することができます。

(3) 外国での権利取得

意匠権の効力は、意匠権を取得した国の領域内に限られ、その領域を超えて他国まで及ぶものではありません。

外国で意匠権を取得するためには、権利を取得したい国・地域の特許庁に対して直接出願する必要があります。

[3] 商標

(1) 商標早期審査・早期審理

商標早期審査・早期審理制度は、一定の要件の下、出願人からの申請を受けて審査・審理を通常に比べて早く実施する制度です。早期の権利化を希望される方は、ぜひ活用をご検討ください。手数料は不要です。

※平成 29 年から、ライフサイクルの短い商品・役務を扱う事業者等の早期権利化の要請にさらに応えるため、「一部の商品について既に使用している又は使用の準備を相当程度進めており、かつ、類似商品・役務審査基準等に掲載されている商品・役務のみを指定している出願」等を早期審査の対象に加えています。新たに加わった要件に該当する出願は、指定商品・指定役務に係る拒絶理由に該当する可能性が低いことから、権利化までの期間も非常に短くなるという効果も期待されます。是非ご活用ください。

①商標早期審査・早期審理を申請するメリット

- ・通常の審査・審理に比べて、審査結果・審理結果を早く得ることができます。
- ・早期審査を申請した出願の平均審査順番待ち期間は、早期審査の申請から**平均 1.8 か月**となっており（平成 29 年実績）、通常の出願と比べて大幅に短縮されています。
- ・また、早期審理を申請した場合には、申請後、審理可能となってから**平均 2.4 か月以下**で審決を発送しています（平成 29 年実績）。

②早期審査の対象となる出願

以下の対象(1)から対象(3)のいずれかに該当する商標登録出願が対象です。既に出願されているものについても対象となります。ただし、新しいタイプの商標（動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標）については、その審査の特殊性から審査の質を確保するため、当面、早期審査の対象外とします。

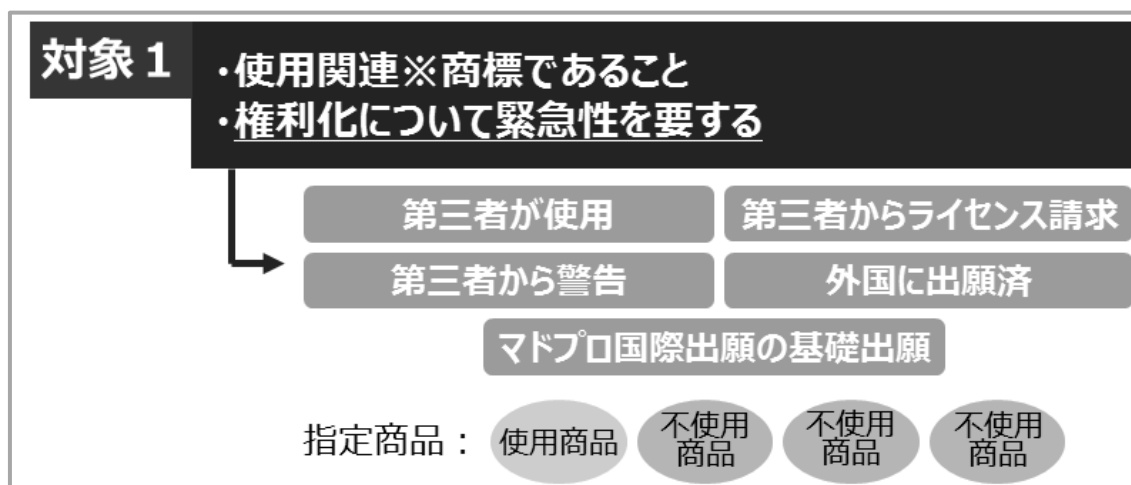
【対象 1】

出願人（ライセンシー）が、出願商標を指定商品・指定役務に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、権利化について緊急性を要する出願

※「権利化について緊急性を要する出願」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- a) 第三者が許諾なく、出願商標又は出願商標に類似する商標を出願人（ライセンシー）の使用若しくは使用の準備に係る指定商品（指定役務）又はこれらに類似する商品（役務）について使用している又は使用の準備を相当程度進めていることが明らかな場合
- b) 出願商標の使用について、第三者から警告を受けている場合
- c) 出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合

- d) 出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している場合
- e) 出願商標について、出願人がマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願の基礎出願とする場合

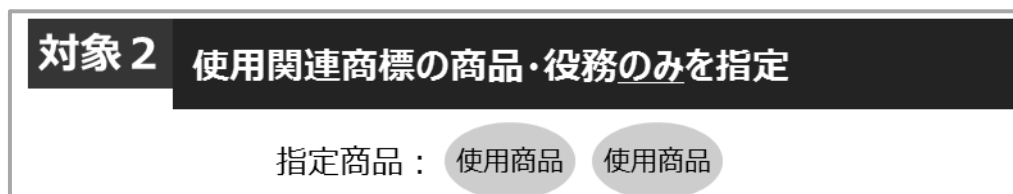


※使用関連：出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めている状態

【対象 2】

出願人（ライセンシー）が、出願商標を既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願

※指定商品・指定役務中に、出願商標を使用していない又は使用の準備を相当程度進めていると認められない商品・役務を含む場合には、早期審査の申請以前（同時でも構いません）に、それを削除する補正が必要となります。

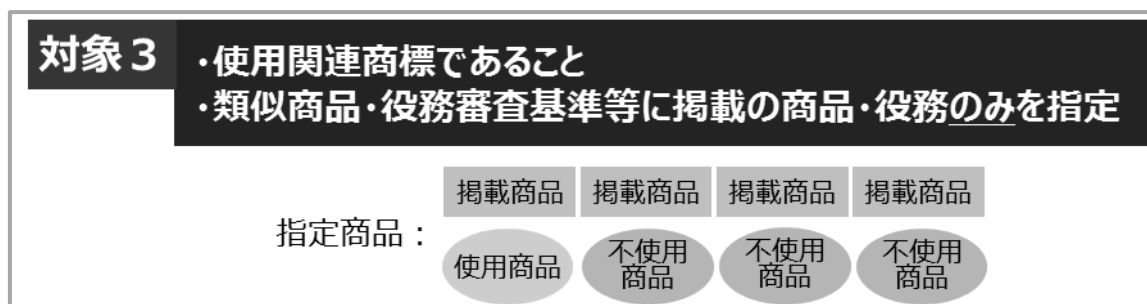


【対象 3】

出願人（ライセンシー）が、出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、「類似商品・役務審査基準」等に掲載されている商品・役務のみを指定している出願

※指定商品・指定役務中に、「類似商品・役務審査基準」等に掲載されていない商品・役務を含む場合には、早期審査の申請以前（同時でも構いません）に、それを削除する補正が必要となります。

※「類似商品・役務審査基準」等・・・類似商品・役務審査基準、商標法施行規則、商品・サービス国際分類表（ニース分類）を指します。



③ 早期審査・早期審理の申請手続

早期審査・早期審理の申請には、「早期審査（早期審理）に関する事情説明書」の提出が必要となります。

- a) 提出者：出願人（審判請求人）又はその手続をする代理人
- b) 提出方法：オンライン又は書面
- c) 提出時期：商標登録出願の日（審判請求の日）以降いつでも提出可能
- d) 手数料：不要

手続の詳細は、「特許庁ホームページ→商標→審査→早期審査について→商標早期審査・早期審理ガイドライン」をご参照ください。

(http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/pdf/tt1208-023guide.pdf)

第2節 特許審査ハイウェイ (PPH : Patent Prosecution Highway)

特許審査ハイウェイとは、最初に出願した第一庁（例えば日本）で特許可能と判断された場合、出願人の申請により、次に出願した第二庁（例えば米国）において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みの事です。これにより、第二庁における安定した強い特許権の早期取得を支援します。

2018年4月1日時点で、日本は、米国、韓国、英国、ドイツ、デンマーク、フィンランド、ロシア、オーストリア、シンガポール、ハンガリー、カナダ、欧州、スペイン、スウェーデン、メキシコ、北欧、中国、ノルウェー、アイスランド、イスラエル、ポルトガル、台湾、フィリピン、ポーランド、ユーラシア、インドネシア、タイ、オーストラリア、コロンビア、マレーシア、チェコ共和国、ルーマニア、エジプト、エストニア、ベトナム、ブラジル、アルゼンチン、チリ、ペルー、ニュージーランド、ヴィシエグラード、トルコとの間で実施しています。

詳細については、特許庁ホームページをご参照ください。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm

